

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2357号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955
発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

閑話休題

北海道奈井江町は、札幌市と旭川市のちょうど中間にある。かつては炭鉱の町として栄え、人口は二万人を数えた。しかし炭鉱もすべて閉鎖され、現在では人口も七千五百人へと減少した。炭鉱時代からの関連で立地している大手電機メーカーと、あとは農業中心の町。美唄の駅前から乗ったタクシートの運転手は、「奈井江の町には、なんにもない」と紹介してくれた。

しかし現在の奈井江町は、医療と福祉の先進地域として、全国にも知られている。急激な人口減少と高齢化率二五%をこえる高齢社会を克服するには、まずは医療と福祉対策が最優先だとまちづくりへの取り組みが始まった。まずは毎年一億数千万円の赤字を出していた町立病院の改



菖蒲苑にて

革だ。医師会の協力を得て、地元の開業医も医療施設やベッドを利用できる、開放型共同病院にした。こんなに小規模の町村では全国でも初めての試みだった。

この病院を中核に、老人総合福祉施設「やすらぎの家」、高齢者生活福祉センター、高齢者用公営住宅な

キッズ・ネット ないえ

ど多様な試みが展開している。介護保険の広域連合としては全国第一号の空知中部広域連合(一市五町)も奈井江町が中心だ。テレビ会議システムをフル活用して介護認定審査も行われている。

こんな奈井江町の新しい取り組みが、「キッズ・ネットないえ」だ。過

疎地では子供同志も遠く離れている、子供達と一緒に遊ばせたい。働く女性や地域活動への参加のために、託児制度が欲しい。こんな「まちづくり百人委員会」からの発案だった。役場のおもいやり課に調整窓口(サポートリーダー)を置き、子供を預ける依頼会員と援助会員を組織化した。現状では二十六人の会員が登録し、仕組みがスタートした。一時間五百円で住民同

志が子供達の面倒をみる。その間、親達はスポーツやコンサートを楽しんだり、ボランティア講座に参加する。子供用品のリサイクル事業も始まるうとしている。

「なんにもないえ」から「こんないいとこないえ」のまちを目指して、奈井江町の取り組みが進む。

(法政大学教授 岡崎昌之)

もくじ

活動	全国町村会「市町村合併のあり方に関する意見書」を自民党などに提出.....(2)
活動	地方分権体制の維持などで要請活動 = 地方六団体(5)
情報	新任都道府県町村会長の略歴(和歌山県).....(6)
フォーラム	人にやさしいIT 心と情報が通うネットワーク = 群馬県東村(7)
随想	町村会長の責務を果して思うこと.....鹿児島県町村会長・鹿島村長 尾崎嗣徳.....(10)
情報	政策レーダー.....(11)

活 動

市町村合併に関する意見書を
自民党などに提出

全国町村会の山本会長（福岡県漆田町長）は、五月十八日、自由民主党の山崎幹事長、麻生政務調査会長、荒井政務調査会総務部会長、中馬政務調査会地方行政調査会長など幹部に面談し、さきにとりまとめた「市町村合併に関する意見」を提出、合併は、関係市町村の自主的判断を尊重することが何より重要であることを強調した上で、国、都道府県が強制することのないよう強く要請した。

同意見書は、全国町村会が分権時代にふさわしい町村行政制度の確立を目指し、町村のあり方について調査、検討を行うため設置した町村の行財政等に関する検討委員会（委員長・山本全国町村会会長）が協議を重ねとりまとめたもので、市町村合併については地域住民の意思を十分尊重することが最優先であるとしたうえで、理念や目的を欠いたまま早急に合併を押し進めることは過疎化の進行など地域の崩壊を招き、将来に大きな禍根を残す、と指摘、現在の国、都道府県主導の合併推進論議に警鐘を鳴らしている。

全国町村会は、同意見書を前述の自民党幹部をはじめ、全国会議員、関係省庁、都道府県などに提出している。

市町村合併のあり方に関する意見

二一世紀を迎え、少子高齢化の進展、多様化する住民ニーズ、地方分権の推進、危機的な財政状況等への対応から市町村合併の推進が大きな課題として取り上げられている。

今後、町村に期待されることは、住民に最も身近な基礎的自治体として社会経済情勢の変化に的確に対応し、一層重要となる役割を十分果たすための行財政基盤の充実であることと言つてもよい。

しかしながら、それぞれの町村は歴史的な経緯、文化・風土や自然的・地理的条件等が異なっており、市町村合併は地方自治の根幹に関わり、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を与える最重要事項であるので、関係市町村の自主的な

判断を尊重することが何よりも重要である。

よつて国及び都道府県は、市町村合併について地域住民の意思を十分に尊重するとともに、下記事項に十分留意の上、強制することのないよう強く要請する。

1、市町村合併の理念と目的の明確化

そもそも地方自治とは、地方における政治と行政を地域住民の意思に基づいて、国から独立した地方公共団体が、その権限と責任において自主的に運営することを指すのであり、地方分権改革の意義は、憲法で保障されたこの地方自治理念の実践に他ならない。

市町村合併は単なる自治区域の再編にとどまらず、そこに暮らす住民生活に大きな影響をもたらす。したがって、合併を進めようとするのであれば何のための合併なのか、合併してどのような地方自治体を形成し、住民生活はどつなるのか、現在のまちがどう活性化するのか、といつ

た観点からの中長期的な理念と目的を示すことが極めて重要である。その際、過去の大会併がもたらした功罪を検証し、その教訓を将来の地域づくりに活かす視点が不可欠である。

理念と目的を欠いたまま早急に合併を押し進めることは、過疎や疲弊を一層進行させ地域の崩壊を招き、我が国の将来に大きな禍根を残すことになりかねない。

このような趣旨に鑑みれば、どのくらいの規模で自治を行うかということ、自治の根幹に関わることであり、合併するか否かの判断はその主体である町村の自主的な意思によるものでなければならず、国、都道府県はいかなる形であれ強制してはならない。

町村はこつした理念と目的を考慮した上で、将来のあるべき姿について地域住民を含めて十分検討し、合併の是非を決定すべきである。

2、自主的合併のための行財政措置

中長期のビジョンを示すことが自主的合併のための前提であることは既に述べたとおりであるが、自主的な判断による合併を推進するにあたっては、十分な行財政措置を講じる必要がある。

国においては、地方財政措置を始め合併推進のための種々の施策を打ち出しているが、本会としては、さらに次のような措置を講じるよう要請する。

①市町村合併に対する新たな特別交

活 動

山崎自民党幹事長(左)と山本全国町村会長(右)



荒井自民党政務調査会総務部会長(右)



麻生自民党政務調査会会長(左)



中馬自民党政務調査会地方行政調査会長(右)



- 付税措置の支援内容の拡充と措置期間をさらに延長すること。
- ② 現行合併特例法が保障する合併後十一年の交付税措置については、年限を延長するなど将来への懸念の払拭を図ること。
- ③ 合併直後の臨時的経費のさらなる

- 拡充を図ること。
- ④ 合併する町村間の道路、上下水道情報化等の行政格差及び公債費比率等の財政格差を是正すること。
- ⑤ 土地開発公社等の不良資産整理に対する財政支援措置を図ること。
- ⑥ 国・都道府県の行う合併支援経費

⑦ 合併後の町村職員の処遇を明確にすること。

⑧ 性急な合併を避けるため、行財政措置を合併特例法期限以降も延長して講ずること。

3、都道府県等の役割について

個性豊かな魅力ある地域社会の構築のためには、多様化した住民ニーズを把握できる立場にある市町村が、住民に身近な行政を展開する必要がある。

都道府県は、市町村では処理できない広域的な行政需要への対応や時代の変化に即応した市町村行政の補完・支援等の機能を発揮するとともに、市町村合併については、市町村の求めに応じて具体的な助言や調整、支援措置等を講ずるべきである。

一方、分権型社会への移行は、市町村のあり方のみならず都道府県も含めた行政体制のあり方を問う議論へと発展するものと考えられる。

したがって、将来的な都道府県のあり方や、中核市、特例市のあり方についても検討を加え、行政体制の全体のあり方を考える中で市町村合併を捉えるべきである。

また、国の地方出先機関についても、存廃も含めそのあり方について検討を行うべきである。

4、合併が困難な市町村について

町村部は、人口では国全体の約二割しか居住していないが、面積では約七割を占めており、食料の供給や

水資源の涵養等、国土保全の観点からも極めて重要な役割を担っている。

とりわけ、辺地、離島など地理的条件が不利な地域の振興策は、残された自然環境の保護等、国土保全上も極めて重要であることを認識しなければならぬ。

また、農村地域の衰退は食料安全保障の観点からも重要な問題として捉えることが不可欠であり、農政のあり方も含めた検討が必要である。

自然的、地理的、社会的な条件等から合併することが困難であるか、あるいは合併効果が薄いと見込まれる地域においても、住民に対する一定水準の行政サービスを安定的に確保することは、行政として当然のことであり重要な課題である。

したがって、事務事業の広域的な対応を行うことが困難な場合やそれによる十分な効果が期待できない場合等においては、地域の実情や意向等を配慮した上で、都道府県による適切な補完・代行制度等の導入を視野に入れた振興策を検討すべきである。

5、市町村合併以外の広域行政について

地方分権の受け皿としての観点、効率的な行財政運営の観点から広域行政が必要とするのであれば、例えば介護保険制度への対応にみられるような広域連合等による広域行政の仕組みを活用することも視野に入れるべきである。

危機的な地方財政への対応が合併推進の背景にあるとするならば、合

併による場合と既存制度の活用による場合とを比較するなど、その改善効果等を十分考慮の上判断することが重要である。

指摘される責任所在の曖昧性等、広域行政の不備については、その改善・充実を図ることが必要であり、改善策を講ずることがなく合併のみを推進することは好ましいあり方ではない。

既に述べたとおり、市町村合併は条件が整った地域から住民合意のもとで自主的に行われるべきであり、広域行政等による事務の共同処理等、広域的な対応過程を経て、合併へと発展するという段階も考慮すべきである。

6、数値目標の設定について

将来の地方自治体や人口の数値については、あくまでも自主的合併が進んだ結果であつて予め設定すべきではない。

自治体の適正規模というものは、経済的な効率のみで論ぜられるべき性質ではないと考える。

したがって、地域のあり方についてその理念・目的を示すこともなく数値を設定することは、半ば強制合併を意図したものと考えるを得ない。

7、住民投票の制度化について

合併を判断する際の一つの手段としての住民投票は考えられるが、それはその時の当事者が判断して行うべきであり、地方分権の観点から地方自治体に委ねるべきである。

住民投票の制度化については、我が国の地方自治制度が代表民主制を採っており、その基本を損ねるおそれがあることから慎重であるべきであり、一般的な問題への波及防止に十分な配慮がなされるべきである。

8、地方税財源について

地方税財源については、地方分権の観点から町村が行う事務事業に見合う必要かつ十分な財源措置を講じるべきである。この場合、町村が一般に人口割合に比べ広い面積を有し、食料の供給、水資源の涵養、自然環境保全等のための重要な役割を果たしていることに十分配慮すべきである。

とりわけ、地方交付税は地方固有の財源としてその偏在による財政格差の是正や、住民に対し法令等で定められた標準的なサービスの供給水準を保障する財政調整・財源保障という極めて重要な機能を有している。

どこに住んでいても一定の等しい水準の行政サービスを享受できることは、地域の政治的、社会的な安定を確保し、人々の生きる権利を保障する観点からも重要である。

地方分権を今後強力に推進するためにも、地方交付税の適正な水準の確保と維持は不可欠である。

また、地方分権をより実効あるものとするため、税財源の移譲は早急かつ積極的に行われるべきであり、同時に町村自身も課税自主権に基づく自主財源確保のための創意工夫を図るべきであるが、現行制度のままで

の移譲は、課税客体の乏しい自治体の充実につながらない懸念がある。

したがって、仮に、現行制度の見直しが検討される場合であっても、町村が基礎的自治体として担う役割と現行の地方交付税が有する機能を堅持するよう十分に配慮すべきである。

9、町村の課題について

(1) 都市との共生

現在、二、五五四ある町村は、山間部や離島から大都市隣接部まで極めて多岐にわたって所在している。大都市に近い町村ほど都市的要素は濃厚となり、生活圈や経済圏の拡がりや都市との一体性を促進し、それが市町村合併の問題にも影響を及ぼすことが考えられる。

一方、山間部や離島など専ら地理的条件から都市といわば隔絶した状況にある町村部が、地方交付税の見直し論議に見られるような対立の構図として捉えられることは誠に残念なことである。

国土の発展を図るとき、こうした条件の不利な地域の振興・発展を国全体の問題としてどこまで認識しているかが出発点になると考える。その上で、その解決策を政策としてどう講じるかということを考えるところ、都市との関係を対立の構図で捉えるのではなく、互いに補完し合い共生してゆく視点が重要である。

豊かな自然に恵まれた環境で子を産み育て、人間らしく暮らせる社会を将来の世代に残すための努力が、いま求められていると考える。

(2) 住民自治の実現に向けて

地方自治の本旨を問うとき、いわゆる団体自治と住民自治という考え方で捉えらるるとするならば、これまで議論され一つの区切りをみた地方分権改革は、専ら団体自治の徹底を目指すいわば行政機構内部の構造改革であった。

一方、成熟した文明社会の中で、本当の豊かさを求める思潮が胎動し始めている。環境問題への対応や公共事業のあり方を問う住民の声に代表されるように、これまでの行政のあり方の再考を促す声に真剣に耳を傾け、これに心える住民自治の拡充が求められている。

我々は情報公開の徹底や行政評価の導入、住民ボランティアやNPO等との連携など、住民に開かれた行政の実現に一層努力する必要がある。

また、広域的な協力関係を既存の枠にとらわれないこと、あらゆる面において検討し、効率的で無駄のない行政の実現に向けた努力もまた必要である。こつた努力の継続が、住民と行政の距離を一層縮め、市町村合併を考える際にも適切な判断材料を提供することにつながるものと考えられる。

地方行政を住民の意思によらしめ、住民又はその代表者の手によって自主的に処理させることが住民自治であり、その意思形成には十分な検討期間が必要となる。市町村合併を考えるときこの原則を忘れてはならない。

活 動

● 地方六団体 ●

分権体制の維持などで要請活動

全国町村会など地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会の各団体代表は、五月十六日、小泉内閣総

理大臣、福田内閣官房長官、片山総務大臣、石原行政改革担当大臣をはじめ連立与党の各幹事長など幹部に面談し、地方分権体制維持に関する緊急要望「および、公務員制度改革の大枠に関する意見」を提出、それぞれの要望事項の実現方を要請した。

本会からは西田全国町村会副会長（石川県川北町長）が代表として要請活動を行った。



小泉総理に要請する六団体代表、右から二番目が西田全国町村会副会長

地方分権推進体制の維持に関する緊急要望

いわゆる地方分権一括法が施行され、我が国の地方分権が新たな実行段階に入ってから一年が経過したところである。これまで地方分権の進展に関して地方分権推進委員会が果たしてきた役割は誠に大きなものがあるが、本年七月の地方分権推進法の失効により、同委員会はその存立の根拠を失うこととなっている。

しかしながら、この度の地方分権改革は、国及び地方の行財政全般にわたる大改革であり、ようやくその第一歩が踏み出された段階であるにすぎず、新しい制度の枠組みが、今後すべての行政分野において具体的にどのような生かされていくかが、これからの重要な課題となっている。

また、地方分権は、二一世紀を迎えた今、世界の潮流となっているが、我が国において、個性豊かで活力に満ちた分権型社会を構築するためには、国と地方との役割分担を見直し、国から地方へのさらなる権限移譲やさまざまな形での関与の廃止・縮減、そして地方の役割に見合った税財源の充実確保を図っていくことが是非とも必要である。特に税財源の問題は、先の制度改革においてもなお残された課題とされたところであり、

地方税等の地方自主財源を充実する方途を具体化するとともに、現下の危機的な財政状況のもとでその方途を実現させる手順を早急に明らかにしていく必要がある。

したがって、地方分権一括法による制度の適正な運用の定着のための監視を行いつつ、これらの重要課題の解決を図り、地方分権の一層の推進を実現していくためには、幅広い有識者から構成され、政府の他の機関から独立し、調査審議はもとより、政府に対する勧告等を行う機能を有する公の機関が依然として必要である。国においては、本年七月以降も引き続き、このような地方分権推進体制を維持するよう強く要望する。

「公務員制度改革の大枠」に関する意見

地方自治の適正かつ効率的な運営を確保するに当たって、地方公務員の身分取扱い、給与、服務等の基本を定める地方公務員制度は最も重要な制度のひとつである。

先般発表された「公務員制度改革の大枠」では、地方公務員制度について、「地方自治の本旨に照らしつつ、国家公務員制度の抜本的な見直しに準じた見直しが必要となる」としているところである。

しかしながら、今回の「大枠」に

おいては、地方公務員制度が準ずることとされる国家公務員制度の見直しがどのようになるのか明らかでない。例えば今回の改革構想の中で重要な部分を占めている給与制度の見直しでは、現在の職務給原則に基づく制度を廃止し、能力、職責、業績に基づく部分からなる給与へと改めることとしているが、この「能力」や「職責」、「業績」が具体的にどのような内容であり、どのようにして評価するのかは明らかでない。また、地方公務員の給与制度については、現在、国家公務員等との間のいわゆる「均衡原則」等が定められているが、国家公務員の給与と制度について今回のような見直しを行う場合、地方公務員の給与に関するこれらの原則をどうするかも大きな問題になると考えられる。

そこで、地方公務員制度が準ずることとされているこのような国家公務員制度の見直しの具体的な内容について明らかにされたい。

また、国家公務員制度の見直しに準じて地方公務員制度について見直しを行う場合、国と異なる事情が種々あることから、見直しの過程においては、地方公共団体の意見を随時聴取し、その実情を十分に踏まえた上、具体的な内容を検討されたい。

今回の「大枠」において、「検討を進める中で労働基本権の制約の在り方との関係も十分検討する」とされているが、労働基本権の扱いは極めて重要な問題である。いままでもなく、公務員の労働基本権について

情 報

は、全体の奉仕者としての公務員の性格、職務の公共性から国民全体の共同利益を保障する見地のもとに一定の制約が課されているものであり、特に地方公共団体の場合、警察、消防、教育、福祉など地域住民の日常生活に密接に関わる業務が多く、その停廃は地域に大きな混乱をもたらすこととなる。

従って、労働基本権の問題については、まず、制度が設けられたこのような基本的な趣旨や実態を踏まえてそのあり方を論ずる必要がある。各地方公共団体においては、現行制度の下での長い歴史の積み重ねの中で適正な労使関係の維持に努めつつ、行政改革の実行などを進め、住民から信頼される自治運営に努力し

ているところであり、この時期の労働基本権論議は、このような地方自治の運営に大きな影響を与えることが懸念される。

労働基本権の問題については、地方公共団体の意見や実情を踏まえ、慎重の上にも慎重を期されるよう強く要請する。

先に提出した「公務員制度改革の検討に関する意見」において要請したように、地方公務員制度については、国と異なる固有の事情があるもので、今後の制度設計に向けての検討に当たっては、全般にわたり、直接の当事者ともいふべき地方公共団体の意見を十分聴取されるよう、重ねて強く要請する。

新任都道府県町村会長の略歴

和歌山県町村会は、五月十五日の定期総会で次のとおり会長を選出した。
和歌山県町村会長
那賀郡打田町長

根 末 公 士
ね こと し

昭和六年十一月十一日生



【住所】和歌山県那賀郡打田町大字 東三谷一―二番地

【町村長に当選するまでの経歴】昭和五十二年和歌山県総務部地方課地方主幹 五十四年同衛生部医務課医務主幹 五十六年同議会事務局調査課長 五十八年同総務部総務学事課長 五十九年同参事 五十九年打田町助役 六十一年打田町長

【町村長としての当選回数】四回
【町村会関係の経歴】平成二年那賀郡町村会副会長 四年那賀郡町村会会長

【主な業績】那賀郡町村共同国保那賀病院経営事務組合管理者 那賀郡衛生環境整備組合管理者 那賀郡社会福祉協議会長 紀の川用土地改良区理事

【趣味】園芸、読書
【家族】妻、長男夫婦、孫一人

申込受付中

全国町村等職員のみなさまの

任意共済保険中途加入のご案内

保険料がお安くなりました!!

(50歳までの男性、60歳までの女性)

新しく3,000万、2,500万の保障が加わり

ビッグな入院保障で更に安心をバージョンアップできます

(本人10,000円、配偶者8,000円、子ども5,000円の日額が選択できます)

*お申し込みにあたってはパンフレットをご覧ください

加入日(責任開始日) 2001年7月1日

ご加入例	
30歳～34歳 職員(男性)	
死亡保険金額	600万円
災害による死亡保険金額	1,200万円
月払保険料	792円
医療保障保険日額	10,000円
を任意付加した場合	
合計月払保険料	3,430円

お申込・お問い合わせは都道府県町村会まで

フォーラム

平成12年度 地域づくり自治大臣表彰

優良情報化団体

現地レポート

群馬県(佐波郡)

あずま 東 村 むら



タッチパネルを操作する子供たち

人にやさしいIT
~心と情報が通うネットワーク~

はじめに

佐波郡東村は群馬県のやや南東部に位置し、県内の主要都市に隣接する発達した交通網と、緑豊かな生活環境を背景に、県内でも人口増加の著しい地域である。土地利用は雄大な赤城山の裾野に抱かれた平坦な耕地が多くを占めるが、最近では大規模小売店舗の出店も目立ち、また平成二十年の供用開始を目指した北関東自動車道の整備も進み、優れた生活環境を実現した都市近郊型の住居地域として今後も一層発展が見込まれている。また、水と緑に恵まれたこの土地には古くから薫り高い文化が育まれ、たくさんの名所・旧跡が残されている。「国定忠治」の故郷として有名な東村であり、人情味溢れる住民性から、大変暮らしやすい土地柄となっている。

情報化の胎動期

平成八年十二月、係長級職員数名による東村行政改革検討委員会第三部会の最終報告案がまとめられ、ここに東村としては初めて、庁内LANの整備など、単なる「電算化」ではなく、「情報化」を目的とした施策が盛り込まれた。第三部会の検討分野は「事務改善」であり、東村の情報化は事務の高度化・効率化から始まることとなった。それを受けて、選抜職員によ

る「庁内OA化推進プロジェクト」、業務系システムの操作担当 者による「電算業務検討委員会」が組織され、それぞれ前者は情報化全般について、後者は主に業務系のソフトウェアについて、研究・検討を行った。

平成十年十二月、行政改革大綱の見直しのために再度検討委員会が組織され、同じく新しい第三部会により、全庁ネットワークの構築、情報の共有、グループウェアの導入など、より具体的な情報化内容がまとめられた。また、この中で住民への情報提供の重要性が謳われ、その手段として、インターネットの活用が盛り込まれている。この新・東村行政改革大綱の策定と前記「電算業務検討委員会」の最終報告により、東村は「情報化」へ向けて大きな一歩を踏み出すこととなった。

情報化が進められることとなるもう一つの大きな背景は、住民と行政とのコミュニケーション手段を創り出すことであった。東村では従来からオフトーク通信サービ



フォーラム

村役場



スを展開していたが、加入率および聴取率の低下による情報到達度の減少が大きな問題となっていた。住民主体の地域づくりのためには、住民と行政との情報の共有が必要であり、これまでの広報紙やチラシの配布等の方法とは違った発想の、新たなコミュニケーションの方法が必要であった。

情報化の始動

①子供からお年寄りまで、誰もが「好きなときに、好きな情報を好きな手段で、取得できる」と、そして双方向の情報流通を創り出すことにより住民と行政との接点を見直すこと、『住民』、『社会』、『行政』の三者間で充分な質・量の情報が円滑に流通するデジタルコミュニティの実現を目指すこと

②役場内での情報の共有化と円

滑な情報流通インフラの構築および職員の情報リテラシーの向上により、事務の効率化及び行政サービスの高度化を進めること

①、②の事業目的は、実は自治体にとつての情報化の推進により同時にもたらされる内面と外面の効果であり、それぞれ切り離せないものである。市町村にとつて、「地域の情報化」と「行政の情報化」を切り離れた政策立案が難しいのと同様に、情報化事業を進める上ではこの二つの視点を同等に認識しなくてはならない。

②においては、業務データベースの構築・管理の主導権を民間の電算会社から役場へと取り戻すこと、ワン・ストップ・サービスや適切なアプリケーションを構築することによる事務の高度化と行政サービスの向上についても取り組むこととなった。

事業の推進体制は担当課の担当係二名。実施中はほとんど会議などを持たず、トップダウンも含めた強力な事業推進を行った。情報化の事業は立案から実施に至るまでの期間が長引くと、当初の仕組みや設備が陳腐化し、技術環境も変化してしまつたため、会議や打合せ等の話し合いも出来る限り省略し、庁内に対する説明会や研修会なども短期集中で行つた。ただし、担当者してみると、それから一

年ほどはその日の内に家に帰ればラッキーのような毎日が続くこととなった。

一〇〇%のメディアとは？

インターネットはいまだにお年寄りには取り扱いが難しいメディアである。「誰にでも簡単に利用できる」と、「詳細な情報を分かりやすく迅速に提供する」ことを両方実現するためには、多様なメディアによるメディアミックスによらなければならぬが、その分それに費やす職員の負担も大きくなることとなり、その兼ね合いが最大の問題となった。情報量が豊富で柔軟性も高く、更新も早いホームページの情報を中心に利用して、いかに省力化された多メディア展開が出来るかの研究を重ね



サーバールーム

た結果、ホームページと、電話やFAXを利用して情報を取り出せる音声応答システムを、新たに導入することとなった。

多メディア展開を効率良く行うためには、「音声⇄テキスト」の変換を、いかに自動化するかが決め手だったのだが、有効に変換できるだけの技術は当時にはまだ見当たらず、結局その部分には若干の手作業が残ってしまった。

いまの当村における情報提供の流れは、次のようになっている。①各部署の職員がホームページを作成・更新する ②そのデータをそのまま活用し、広報担当者がDTPにより広報紙に展開する ③さらに若干手を加えて、音声/FAX応答システム、そしてオフトーク通信装置に展開する ④から③、③から①への変換の省力化については、いまでも研究課題である。

それと同時に、パソコンに不慣れた住民の方々に対する、情報通信技術に対する啓発や研修も、重要な仕事となる。地域生涯学習の拠点である図書館に、タッチパネルで簡単に操作ができるパソコンを二台設置し、文字入力をほとんど要しないで自由にインターネットを楽しんでいただいている。最初は高齢者を対象にと考えていたのだが、子供たちに大人気だ。また、図書館にはその他に、

フォーラム

かわいいキャラクターが画面一杯に広がる蔵書検索用のパソコンが二台設置されている。

目に見えないスキルアップ
～情報を創り出す能力

当村においては、ホームページはそれぞれの担当職員が作成している。情報を取り扱うためには情報を取捨選択しながら的確に収集し、整理し、分かりやすく加工する過程を経る。この過程こそがいわゆる個人の情報リテラシーの基礎能力を高めるための過程であり、職員は知らず知らずのうちにその能力を高めていくことになる。情報を発信するための作業により、手間は若干増えることとなるが、それぞれの担当する業務においてもプラスになっている。情報システムの導入により、職員数で言えば小数点単位での業務効率化を図ることができるが、全体レベルでの情報リテラシーの向上

は、職員を1+1=2でなく、3にも4にもする効果がある。行政から住民への情報の流れと同時に、その前提として重要なのは役場内の情報流通が活発に行われていることである。そのために、庁内には職員一人一台のパソコンを配し、コミュニケーションのためのシステムが構築されている。それぞれの職員が創り出した情報を、全ての職員が共有して活用するための、情報の蓄積、検索、取り出しの仕組みである。縦割りと言われる行政だが、異なる部署間では予想以上に重複する作業や、共通する情報利用が多かった。また、各部署でそれぞれ立案される政策同士の整合性確保も重大な課題であり、それらは概して情報の流通が堰き止められていたことが影響する。今後、自治体が執行する業務はますます多様化、専門化し、いま以上の風通しの良さが求められることになるだろう。窓口



ホームページ画面

が、今ではある程度の概略であれば全ての職員が簡単に回答することが出来る。

情報の需用供給曲線
～情報センスを身につけること

「さあ情報を発信しましょう!」と、全職員に掛け声を発したのはいいが、出てくる情報は量も表現方法も、切り口も千差万別。まさに人によりけりの十人十色だった。各部署によって住民から求められる情報は異なるので、仕方のないことではあるが、情報の範囲や種類、量や細かさ、分かりやすさなど、個人によって差が大きい。情報流通の需要供給がバランスするには常に供給過剰状態である必要があり、求められてから開示するようでは遅い。ただし、肝心の住民が求める情報が少なく、余分な情報ばかり豊富になるということもある。情報を創り出すという行為には、技術や能力の修得以上に、「情報を扱うセンス」を磨くことが一番大切なことで、それが一番難しい。

電子自治体?とこれからの課題

情報通信技術を有効に活用することにより、行政サービスは飛躍的に向上する。東村でも、自宅から図書館の蔵書検索が出来るし、公共施設の予約も出来る。生涯学

習システムを利用して趣味の世界を広げることも出来る。今後、役場に足を運ばなくても、電話をかけなくても、いつでもどこからでも利用出来るサービスのプランがいくつかある。しかし、住民と役場職員との接点で、次第にヴァーチャルなものに変わっていくことの怖さも、十分に認識しておくかなければならない。特に、市町村のような基礎自治体においては、職員が住民と直接接することが、自治体の一つの存在意義とも考えられる。平成十三年三月に策定された東村第四次総合計画のキヤッチフレーズを公募した結果、『心豊か、自然豊か、未来へはばたけ東村』が選定された。情報通信技術の向上に伴ない、お年寄りから子供まで、誰もが気軽に活用できる『やさしいIT』環境づくりを進め、『心の豊かさ』を求めて行く事が、これからの私たちの大きな課題であり、目標である。

(東村企画調整課 主事 細野 繁)

●町村週報の購読●

「町村週報」の購読を希望される方は、八ガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください。年間一部千五百円。料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください。〒100-0001 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会広報部。

随 想

町村会長の責務を果して
思うこと

鹿児島町村会長
鹿島村 長
尾崎 嗣 徳

記・紀や類聚国史に隼人のことが記載されています。その隼人には、阿多隼人・大隅隼人・甌隼人

があり、それらを総称して薩摩隼人と言われ、四、五世紀から九世紀にかけて朝廷にまつるわぬ輩として平定され、以後服属して宮廷警護の任に当つたと、言い伝えられています。それらは、われわれ鹿児島人の遠い遠い祖先の話であります。

我が祖先甌隼人の発祥地である甌列島は、九州西南、鹿児島県の西方海上に位置し、北から上・中・下甌の三島とその附近の小島から成っています。

この列島には四つの村があり、鹿島村は、下甌島の北端に位置しています。わたし達はここが離島僻地だからと言って、村から逃避することなく、幾世代も連綿とし

て居住し、こよなく郷土を愛し、日本の国土を守り育てて来たという自負と誇りを持っています。

私はこの小さな僻村の首長として在職二十六年、県内八十二町村の会長に選任され、これまで多くの方々から、公私ともにいろいろな事を学び、支援されながら人脈も広がり、ここに会長職の大任を全うしつつあることに有難く感謝している今日此の頃です。

顧みて、現在までの行政の足跡を幾つか紹介いたします。それは、①役場新庁舎落成(平成十一年六月)、②特別養護老人ホーム鹿島園落成(平成十二年十二月)、③交通死亡事故ゼロ一九、〇〇〇日達成(平成十三年四月七日、現在二〇、〇〇〇日を目標に更新中)、④村活性化の一つとして漁村留学制度(今年度で六年目、延人員七

十名を受け容れる)、⑤下水道完備(昭和六十一年)、⑥港湾・道路等、その他箱物の建設、⑦社会的習慣形成(道中禁煙)や毎月の村民清掃のボランティア等々、数えれば限りがないが、これらの中の一つだけ取り上げますと、特別養護老人ホーム鹿島園の開設です。

建設に至るまで、国や県に数年がかりの陳情と理解を頂くために、関係機関へのお百度参りのお願いと説明を繰り返し、大いに汗をかきました。遂に念願が叶い実現の運びに至った時は、無上の喜びにうち震えました。

いよいよ平成十二年四月から介護保険法の実施に基づき、社会福祉法人鹿島村社会福祉協議会に運営を委ね、施設長以下二十三名と臨時職員数名で、入居者三十名への介護・介助のサービスを開始しました。

小さな村に大きな夢が実現し、贅を尽くした最新式の施設・設備の中で、スタッフの真心のこもったサービスにより、二年目を迎えています。が、何処にも負けない園となり、経営も軌道に乗っているところ。です。

私の施政方針の一つである村民福祉の向上は、過疎と高齢化率の高い本村に生まれ育ったお年寄の

老後を安心させ、安全なターミナルケアとしての施設の役割を果たすことです。

時折、園を訪問して入居者一人ひとりに生きる希望と喜びを持ってもらうような声かけをしますが、皆さんは心から喜んでおり、職員の親身にまさるサービスに満足し、合掌している姿に接する時、五年後十年後の自分の姿と重ね合わせてしまい、今まで汗を流した甲斐があつた。これで思い残すことは無いと感慨に浸ってしまいました。

介護制度を創設した国や県の指導のお蔭を痛感していますが、他方介護制度には、様々な問題も抱えており、今後の改善と充実が期待されています。それには我々当事者としても更なる努力を要しますが、本村鹿島園は、ますます真心と献身的なサービスを提供できる特養に成長していくと、信じています。

最後に、当面私がなすべき事は、広域市町村合併と長年の懸案である蘭(わら)田瀬戸架橋の実現への糸口を設けることです。これらを残された人生の総仕上げだと自覚し、執念を燃やして行きたいと思つ昨今であります。

情 報

政策レーダー

政策レーダー

二十年連続子供の数減少

総務省

総務省は五月四日、わが国の一五歳未満の子供の数(平成十三年四月一日現在)を発表した。

発表によると子供の数は一、八三万人(対前年比二四万人減)で、八二年から二十年連続の減少となっている。男女別では、男子が九四一万人(同一一万人減)、女子が八九三万人(同一三万人減)となっている。総人口に占める割合は同〇・三%減の一四・四%と戦後最低を更新する一方、六五歳以上は同〇・六%増の一七・七%を占め、少子高齢化社会の進行が浮き彫りとなっており、将来推計人口では平成二五年頃までほぼ横ばいで推移し、その後ゆるやかに低下すると見込まれている。

また、子供を年齢別で見た場合、〇〜二歳が三五八万人、三〜五歳が三五五万人、六〜八歳が三五七万人、九〜一歳が三六六万人、一〜三歳が三九九万人と年齢階級が下がるほど子供の数は減少傾向にある。都道府県別に見ると、最高は沖縄県の一・九・五%、最低は東京都の一・二・五%となっている。

また、諸外国と比較すると、最も低いイタリア(一四・五%)とほぼ同水準となっており、アメリカ(二一・四%)、イギリス(一九・一%)、フランス(一九・〇%)等よりも下回っている。

平成十二年度市町村税徴収状況調

(三月末)まとまる 総務省

総務省は、このたび平成十二年度市町村税徴収状況調を取りまとめた。

これは、平成十三年三月末における東京都特別区、道府県庁所在市及び政令指定市の四九団体を対象にした抽出調査に基づくもの。

これによると、調停額累計は、超過税率による課税分、法定外普通税等を除く地方財政計画ベースで、対前年度比二・四%減の八兆八、六一三億円となっており、平成十二年度地方財政計画額による収入見込額の平成十一年度決算額に対する伸び率(一・七%減)を下回っている。

個別税目の調定状況についてみると、市町村税全体については、対前年度比一・〇%減の三兆六、五四七億円となっており、うち個人市町村民税の所得割については、対前年度比三・六%減の二兆五、四九六億円、法人市町村民税の法人税割については同六・六%増の八、七六八億円となっている。

また、固定資産税については、同三・五%減の三兆八、四二二億円、軽自動車税が同三・八%増の二八三億円、市町村たばこ税が同〇・六%減の三、一九九億円となっており、全体としては、基幹税目である個人市町村民税や固定資産税がそれぞれ減少していることから、平成十二年度の市町村税全体についても地財計画を下回る見込みとなっている。

農林水産分野のIT戦略まとまる

農家パソコン利用二十%に

農林水産省は、このほど二十一世紀における農林水産分野のIT(情報技術)戦略を決定した。

農林水産分野において、ITは、各種情報に基づく企業の経営の確立、流通コストの削減、農山漁村地域の活性化等多面的に活用できる手段であり、食料・農業・農村基本法の基本理念を実現し、二十一世紀の農山漁村の発展基盤を築いていく上で、その活用を積極的に推進する必要がある。

このため、同省のIT戦略は、パソコンやインターネットの普及、農林漁業関連情報のデジタル化などを総合的に進めることで、農林漁業者が各種情報を活用し、付加価値の高い企業の経営を支援する。また、農山漁村の住民が都市に劣らぬ利便性等を享受し、豊かな生活を実現することを目指す。

具体的な目標では、七%台にとどまっているパソコンを経営に利用している農家の割合が、平成十六年度までに二〇%程度になることを目指し、さらにインターネットなどを使いこなす地域の情報化を担うリーダーを一人程度育成する。

農山漁村地域におけるITインフラの整備では、ケーブルテレビ普及率を一〇%程度にすることを目標とし、今後、五年以内に高速インターネット網等の高度情報通信ネットワークに常時接続可能な環境を目指すこととした。また、パソコンで地情情報などを管理する農地面積の割合は平成十一年度で八%だが、十六年度には二〇%に向上させる。

都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

くつろぎを最優先にこだわった客室

シングル	131室	(室料) 8,500円より
ツイン	18室	16,000円より (2名)
8~16F		

客室は広めでシングル18㎡ 羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。
一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

- 在京出身者の集いなど 町村主催の各種行事
- 自治大学校などの交友会
- 職員旅行・家族旅行
- 小・中学校の東京での行事参加

東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊<特別料金>(室料)

シングルA 6,800円(通常料金 8,500円)

ツインA 12,800円(通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 後楽園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



交通の便利なロケーションで、多勢の人にお集りいただくパーティーなどに最適です。また大小4つのホール・会議室があり幅広い用途にお使いいただけます



[交通案内]

- 有楽町線・半蔵門線・南北線
- 「永田町駅」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧]北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・鳥根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号